

## 令和3年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

### 1 要旨・目的

令和3年度職員の給与等勤務条件に係る交渉の提案項目について報告する。

### 2 現状・背景

毎年、人事委員会の勧告（職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告）後に、地方公務員法上の職員団体と職員の給与等の勤務条件について確定交渉を行っている。

### 3 概要

#### (1) 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議

（県職員連合労働組合，県教職員組合，県高等学校教職員組合）

#### (2) 交渉日

ア 第1回 令和3年10月27日（水）

イ 第2回 令和3年11月15日（月）

#### (3) 県の提案内容

区分	内容	実施時期
人事委員会勧告等	○月例給（公民較差▲87円，▲0.02%）  ・職員給与と民間給与との較差が小さく，給料表及び諸手当の適切な改定が困難であるため，改定を行わない	—
	○期末・勤勉手当（公務4.45月分，民間4.31月分）  ・4.45月分 ⇒ 4.30月分（期末手当：▲0.15月分） ・令和3年度は3月期で減額調整	国の検討状況を注視し決定
その他	○両立支援の取組の推進  法律等の改正にあわせた ・育児休業の取得回数拡大 ・不妊治療休暇の日数拡大 など	法律等の改正にあわせ適宜実施